**井前弘幸さんへのでっち上げ戒告処分の撤回を要求する団体署名の要請**

２０１４年６月

「日の丸・君が代」強制反対・不起立処分を撤回させる大阪ネットワーク

（代表　黒田伊彦）

　貴団体には、「日の丸・君が代」強制反対、「君が代」不起立処分撤回のとりくみに格段のご支援、ご協力をいただき、本当にありがとうございます。

　さて、今春の卒・入学式においては、あわせて８名の教職員が「君が代」斉唱時の不起立が職務命令違反に当たるとして、大阪府教育委員会から戒告処分を受けました。このいずれの処分も不当なものであり、処分の根拠とされる「起立・斉唱」の職務命令も違法・不当なものであることは言うまでもありません。とりわけ井前弘幸さんに対する処分は、出されていない職務命令に違反したとする完全なでっち上げ処分でした。

　処分説明書では、入学式前に開かれた職員会議で「国歌斉唱時の起立・斉唱」を命じる職務命令が校長から出されたと書かれていますが、これは事実を１００％ねじ曲げた嘘であり、職員会議では職務命令は一切出されていませんし、井前さんに対する個別の職務命令もありませんでした。それを理由に、校長は訓戒処分を受けています。

　そもそも職務命令が出されなかったのは、４月３日に開かれた府立学校長会において、中原徹教育長がおこなったあいさつの中で、「校長の責任と裁量で確認の方法を考える」ようにと指示したことに基づいています。そのことに頬被りして、一方的に責任を押し付けようとすることは許されません。

　また、府教委は、井前さんに対して、一方的に事情聴取への出頭を命じる職務命令を二度にわたって出し、事情聴取の場に弁護士の同席を求める井前さんの当然な要求に対しても、何ら法的根拠を示すことなく拒否し続けてきました。これは、教職員の権利である「弁明・意見表明の機会」としての事情聴取をさらなる処分の材料にしようとするものであり、この職務命令はただちに撤回されるべきです。

　私たちは、この不当なでっち上げ処分を撤回させるため、全国的な団体署名、個人署名、抗議・撤回要求集会など、さまざまなとりくみを展開していく決意です。つきましては、貴団体におかれましては、このとりくみの趣旨に賛同いただき、ぜひ団体署名をお願いいたしたいのです、署名は、別紙に団体名、所在地、代表者名、団体印（なければ代表者の個人印で結構です）をご記入・捺印のうえ、下記署名送付先までご送付いただきたく、よろしくお願いいたします。

＜連絡先＞ 郵送：下記　　FAX：06-6942-2444　Mail：hinokimiosk@yahoo.co.jp

＜署名送付先＞〒540-0038　大阪市中央区内淡路町1-3-11シティコープ上町402号「市民共同オフィスSORA」気付

「日の丸・君が代」強制反対・不起立処分を撤回させる大阪ネットワークあて

＜署名締切日＞　1次集約：2014年7月31日　　２次集約：8月31日

大阪府教委への緊急団体署名

**出されていない「職務命令」に違反？！**

**府立高教員・井前さんへのでっち上げ戒告処分の撤回を要求する！**

大阪府教育委員会

教育委員長　隂山　英男　様

教育長　　　中原　　徹　様

　６月１７日、大阪府教育委員会（以下、府教委）は、府立高校教員である井前弘幸さんに対して、戒告処分をおこないました。この戒告処分は、本年４月の入学式における「君が代」斉唱時の不起立が職務命令違反であるということを理由としています。「起立・斉唱」の職務命令それ自体が極めて違法・不当であることは言うまでもありませんが、今回は全くのデッチ上げ処分です。

　処分説明書では、入学式前に開かれた職員会議で「国歌斉唱時の起立・斉唱」を命じる職務命令が校長から出されたと書かれていますが、これは事実を１００％ねじ曲げた嘘であり、職員会議では職務命令は一切出されていませんし、井前さんに対する個別の職務命令もありませんでした。

　そもそも職務命令が出されなかったのは、４月３日に開かれた府立学校長会において、中原徹教育長がおこなったあいさつの中で、「校長の責任と裁量で確認の方法を考える」ようにと指示したことに基づいています。そのことに頬被りして、一方的に責任を押し付けようとすることは許されません。

　また、府教委は、井前さんに対して、一方的に事情聴取への出頭を命じる職務命令を二度にわたって出し、事情聴取の場に弁護士の同席を求める井前さんの当然な要求に対しても、何ら法的根拠を示すことなく拒否し続けてきました。これは、教職員の権利である「弁明・意見表明の機会」としての事情聴取をさらなる処分の材料にしようとするものであり、この職務命令はただちに撤回されるべきです。

　以上の理由で、私たちは、府教委に対して、以下の点を強く要求します。

【要求項目】

①　６月１７日付の井前弘幸さんへの戒告処分は、出されていない「職務命令」に違反しているとするデッチ上げ処分であり、ただちに撤回すること。

②　井前弘幸さんに対する「事情聴取」にかかわる職務命令を撤回すること。

２０１４年　　月　　　日

団体名

所在地

代表者

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印